

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称	豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会 (令和4年度 第2回)
事務局(担当課)	政策経営部 区民相談課
開催日時	令和4年7月27日(水) 午前10時00分～12時23分
開催場所	豊島区役所本庁舎8階 議員協議会室
議 題	諮 問 (1) 諮問第6号 インターネット仮想用ユーザIDの登録における電子計算機の結合 (2) 諮問第7号 インターネット閲覧用仮想環境の構築、運用保守委託に係る措置 (3) 諮問第8号 被災者生活再建支援システムに係るクラウドサービスの利用における電子計算機の結合 (4) 諮問第9号 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明に係る個人情報の外部提供 (5) 諮問第10号 児童相談所における里親支援業務における個人情報の外部提供に係る措置 (6) 諮問第11号 児童相談所における里親支援業務における個人情報の電子計算機の結合(総合行政ネットワークLGWAN掲示板の活用)に係る措置 (7) 諮問第12号 児童相談所における里親支援業務(里親の普及啓発、開拓、研修、支援等)の委託に係る措置 (8) 諮問第13号 児童相談所 一時保護所における食事提供業務委託に係る措置 (9) 諮問第14号 教職員出退勤管理システム機能拡張に係る個人情報の電算処理の項目変更 (10) 諮問第15号 教職員出退勤管理システム機能拡張に伴う保守業務の委託に係る措置

会 議 録

議 題		<p>報 告</p> <p>(1) プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの分別収集導入にかかる基礎調査等請負</p> <p>(2) 行政情報公開・個人情報保護制度の実施状況 令和3年度について</p>
公開の可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0 人
	会議録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開 (理由) 豊島区行政情報公開条例第7条(2)に該当するため
出席者	委 員	草葉 隆義(会長)、松戸 浩、河原 弘明、小林 ひろみ、辻 薫、藤澤 愛子、岡 将太、紙子 陽子、田中 治、戸内 洋二、苗加 一男 計 11 名
	説明者	情報管理課長、防災危機管理課長、生活産業課長、子育て支援課長、児童相談所設置準備担当課長、指導課長
	関係人	情報管理課長
	事務局	政策経営部長、区民相談課長、区民相談担当係長(行政情報)

審 議 経 過

No.1

区民相談課長：それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第2回豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会を開催させていただきます。

委員の皆様にはご多忙中のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、第12期の委員としてご就任をお願いいたしましてから、初めての審議会でございます。後ほど、委員の皆様の互選により会長を選任していただくことになっておりますが、会長が選任されるまでの間、私、区民相談課長が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第に従いまして、進めさせていただきます。

審議に先立ちまして、委嘱書を執り行わさせていただきます。時間の関係で、既に皆様の席上に委嘱状を置かせていただいておりますことをご了承くださいますよう、お願いいたします。

失礼いたしました。後ほど、委嘱状についてはお送りさせていただきますので、失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

政策経営部長：ここで本来でしたら、高野豊島区長より皆様への委嘱に当たりまして、ご挨拶を申し上げるところでございますけれども、所用がございまして、高野区長は出席することができません。大変申し訳ございません。

高野区長からは、くれぐれも皆様によりしくお伝えするように申しつかってございます。これまでも皆様には議事進行にご協力いただいておりますけれども、今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

区民相談課長：それでは、次に、委員の皆様をご紹介します。

本審議会は、14人の委員の皆様で構成されております。本日は、学識経験者の村山委員、東京商工会議所の國松委員、区民公募の升元委員が所用のため欠席されている以外はご出席いただいております。

お手元にお配りいたしました審議会委員名簿の順に従って、ご紹介させていただきますので、恐縮ですが、お名前をお呼びいたしましたらお席でお立ちくださいますよう、お願い申し上げます。

各委員：名簿が無いようですが……。

区民相談課長：申し訳ございません、ちょっと読み上げで代えさせていただきます。大変失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

(各委員を紹介する)

区民相談課長：以上で、委員の皆様のご紹介を終わらせていただきます。

続きまして、区側の出席者及び事務局の職員を紹介させていただきます。

(区側の出席者及び事務局の職員を紹介する)

区民相談課長：以上で、紹介を終わらせていただきます。

次に、本審議会の会長の選出に移らせていただきます。会長につきましては、豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会条例第5条第2項の規定により、委員の皆様の互選によって選出していただくことになっておりますので、早速ですが、会長の選出

審 議 経 過

No.2

について、どのようにお取り計らいしたらよろしいか、皆様のご意見をお願いいたします。

どうぞ。

A委員：草葉委員をご推薦させていただきます。草葉委員は、平成28年から委員を務められまして、昨年度も、前期も会長の職務を務められたというご経験もございますので、ぜひともお願いいたしたいと思っております。

区民相談課長：ただいまA委員から草葉委員を会長にとのご推薦をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

(異 議 な し)

区民相談課長：異議なしの声でございます。

では、草葉委員から一言。

会 長：皆様からご推薦をいただきましたので、会長職を引き受けさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

区民相談課長：それでは、会長席のほうへご移動をお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、草葉会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

会 長：審議会の目的を達成すべく、精いっぱい会長職を務めさせていただきたいと思っております。引き続き、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

区民相談課長：ありがとうございます。

私は、これを持ちまして、進行役を終わらせていただきます。

それでは、草葉会長、よろしくお願い申し上げます。

会 長：まず、会長の職務代理を決めたいと思っております。その方法などにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

区民相談課長：豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会条例第5条第4項の規定では、「会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する」ことになっておりますので、会長の職務代理者は、会長に指名していただくこととなります。

会 長：ただいまの事務局の説明によりますと、会長が指名することになっておりますので、私からご指名申し上げさせていただきます。

第11期に引き続き、村山委員にお願いしたいと思います。

区民相談課長：村山委員につきましては、本日欠席されておりますので、事務局より村山委員にご連絡を申し上げ、ご意向を確認させていただきます。

会 長：次に、会議録の作成について、事務局から説明をお願いいたします。

区民相談課長：豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会条例第6条第4項により、会議は公開となっております。会議録は、これまで会長、区側の説明する者、それから、出席理事者の発言につきましては、明記されております。その他の委員の発言につきましては、毎回、発言順にA委員、B委員、C委員として表記し、個人名については記載しないという方向でこれまで来てございます。この点について、ご意見をいただければと思います。

審 議 経 過

No.3

会 長：従来どおりの記載の仕方によれば特に問題はないのですけれども、この記載の仕方について、何かご希望なり、ご意見がありましたらおっしゃってください。

B 委員、お願いします。

B 委員：今、毎回最初の、審議会の最初のときには申し上げているんですが、基本的に会議録は、発言者を明記すべきだという立場であります。ぜひともそういう形でやっていただきたいという希望を申し上げます。

会 長：ただいまのB委員のご発言に関しまして、ご意見がおありでしたら。

C 委員、お願いします。

C 委員：私も同じ意見で、会議は公開なので、個人名を出すと自由な審議が妨げられるというものではないと思うんですが。

会 長：ほかの委員のご意見を承れればと思います。

A 委員、お願いします。

A 委員：私も長年務めさせていただいておりますけれども、これまで様々なご意見、率直なご意見も出たりということで、なかなか中には発言が難しい内容もございます。今公開ということになっておりますので、内容的には問題ないと思いますけれども、従来どおり、やはり私自身は、A委員、B委員という形で公開することが望ましいであるというふうに思っております。ぜひともそれで、従来どおりで進めていただければと思います。

会 長：ほかの皆様のご意見はいかがでしょうか。

D 委員、お願いします。

D 委員：公開ということで、名前の明記ということも考えられるんですけれども、今までやってきた形のとおりで、今A委員が言われたように、従来どおりという形で私のほうはよろしいかなというふうに思っております。

会 長：お二人とお二人の意見の同数ということで、特にほかにご意見がないようでしたら。

E 委員：私も。

会 長：E委員ですね。

E 委員：法律家の先生がいらっしゃるんで、委員会制度と審議会という名称なんですけど、最終的には会長、皆さんの総意によって決定ということですので、あえて個人名は必要ない。委員会の責任において決議したということによろしいんじゃないかというふうに思います。

会 長：それでは、従来どおりの方式で記載していただくことにしたいと思います。

はい、B委員。

B 委員：例えば改善策として、例えば今まではA委員というのは、その会議ごとによって全部違ってきているんですけれども、逆に言えば、例えばA委員というのはいつも同じとか、そういうやり方もあると思うんですね。会長が決めるということもあるんですが、私はそういうふうに審議会もそういう形で議論を深めていくほうが。というか、まあ、そういう議事録にしたほうがいいとは思いますが、会長が決めるというのは本

審 議 経 過

No.4

当は変だなとちょっと思うんですけども、仕方がないです。そういう方のほうが、今は少なくとも多いので、そういう意見の方が大勢だということで、了解いたします。

会 長：それでは、従来どおりの記載の方法ということにさせていただきたいと思います。

次に、本日の審議に移らせていただきます。

事務局のほうからお願いいたします。

区民相談課長：はい。

まず、本日は、傍聴の方はいらっしゃいません。

続きまして、本日の資料の確認をお願いします。

事前に送付させていただきましたが、ご持参いただいておりますでしょうか。送付いたしました資料は、諮問資料1から10及び報告資料1、2でございます。不足している資料がございましたら、お声がけいただければお持ちいたします。

なお、次第につきましては、諮問番号に誤りがございましたので、差替えをお願いいたします。

また、諮問資料7についても、内容について修正等がございましたので、差替えをお願いいたします。差し替える資料は、机上に配付させていただいております。

それでは、進行につきまして、草葉会長、よろしくをお願いいたします。

会 長：それでは、審議に入りたいと思います。本日は諮問事項10件、報告事項2件を予定しております。

現在、行動制限は発出されておられませんけれども、感染者数は上昇傾向が続きまして、感染リスクを軽減する行動が強く求められております。本日も、速やかなる会議の進行を目指し、会議時間は、1時間30分程度を目途としたいと考えております。皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、早々審議に入りたいと思います。

それでは、議題に入ります。議題の諮問事項につきまして、事務局よりお願いいたします。

区民相談課長：それでは、豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。

諮問第6号、インターネット仮想用ユーザIDの登録における電子計算機の結合。

諮問第7号、インターネット閲覧用仮想環境の構築、運用保守委託に係る措置。

諮問第8号、被災者生活再建支援システムに係るクラウドサービスの利用における電子計算機の結合。

諮問第9号、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明に係る個人情報の外部提供。

諮問第10号、児童相談所における里親支援業務における個人情報の外部提供に係る措置。

諮問第11号、児童相談所における里親支援業務における個人情報の電子計算機の結合（総合行政ネットワークL G W A N 掲示板の活用）に係る措置。

諮問第12号、児童相談所における里親支援業務（里親の普及啓発、開拓、研修、

審 議 経 過

No.5

支援等)の委託に係る措置。

諮問第13号、児童相談所一時保護所における食事提供業務委託に係る措置。

諮問第14号、教職員出退勤管理システム機能拡張に係る個人情報の電算処理の項目変更。

諮問第15号、教職員出退勤管理システム機能拡張に伴う保守業務の委託に係る措置。

以上、10件でございます。それでは、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、ご発言いただく際は、録音の関係から必ずお近くのマイクをご使用くださいますようお願いいたします。ご使用の際はスイッチを押していただき、発言が終わった際はスイッチをお切りくださいますようお願いいたします。

会 長：それでは、審議に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

区民相談課長：資料1から2、諮問第6号、第7号について、政策経営部情報管理課長よりご説明申し上げます。

会 長：課長からお願いいたします。

情報管理課長：それでは、諮問第6号、第7号一括して、ご説明いたします。

資料番号は1番、2番及び資料1・2(資料)と書かれた三つの資料でございます。

まず最初に、資料1・2(資料)と書かれました概要の説明をさせていただきたいと思っております。

今回、職員が利用しますインターネットを見るためのシステム、インターネット仮想システムといいますけれども、こちらのほうを新たに構築し直すという案件でございます。

インターネット仮想システムにつきましては、職員が使うものであって、区民の方が使うものではございませんが、総務省の指導によりまして、今区役所内のネットワークというのが三層分離モデルという、その資料の1ページ目にあります下の図にありますとおり、三つの世界に分かれて個人情報等をそれぞれ管理している形になります。職員が普段使っていますのが、真ん中のLGWAN内部情報系というものでございまして、通常インターネットとの接続はされておきませんので、インターネットを使うことはできません。また、区民の皆様の情報等が入っておりますマイナンバー住民記録系とも完全に分離されておきまして、こちらも利用することができない。ただ、利用できないと、職務上支障がございますので、仮想環境という形で見るようにするためだけに、データのやり取り無しで見る閲覧専用のシステムとしてファイアウォールを介しまして、LGWAN内部情報系をそれぞれインターネット系とマイナンバー系に接続するというものがございます。

今回はその黄色い部分のインターネット接続系に接続するためのインターネット仮想システムというものを更改するために、個人情報の利用、それから電子計算機の結合を図るものでございます。

1ページ目の説明は概略、以上とさせていただきます、2ページ目をご覧くださいければと思います。

審 議 経 過

No.6

現状、インターネット仮想システムというものは、自前の構築をしております。データセンターを借りまして、機器を自分たちで購入しまして、システムを組んで保守委託をした中で、インターネット仮想システムというものを管理運営しているというものでございます。

ユーザIDとパスワードにて認証した上で、専用のインターネットVPNという専用線を引きまして、データセンターに接続した後にインターネットに出ていくような仕組みになっております。このデータセンター（オンプレミス）という部分を今回政府が推奨しますクラウド・バイ・デフォルトの原則、要はシステムを入れ替えたり新しいものを導入するときは、新たにクラウドの利用を検討しなさいというもの、それから区としましても、庁内のシステムにつきましては、クラウド利用を第一候補とするという原則を今年度から立てておりますので、その例に従いまして、2ページ目の下のほうの図ですね、黄色い部分をクラウドを利用するというものでございます。

仕組みとしては、あまり変わっていないんですけれども、データセンター（オンプレミス）のときには、データセンターの土地を借りて、機器や運用を全部自前で行っていたものが、クラウドなので、サーバセンター、データセンターの利用と及び機器もサービス利用の中で借りると。ただ、委託、構築、運用につきましては、自前で行うというものでございます。

それから、もう一点違うところが、緑色の円柱の職員情報というものでございます。今まではデータセンター側には職員情報を持っていなかったんですけども、今回クラウド化するに当たって、職員情報のコピーをクラウド側にも持たせまして、いわゆる接続するときの認証を、このデータベース同士を照合することによって認証するという仕組みを新たに導入いたしまして、セキュリティの向上を図りたいというものでございます。

ですので、諮問としましては、クラウドへの結合が諮問6号、それから緑色の円柱の職員情報のコピーをクラウド側に新たに上げるというか、登録するというものが諮問第7号ということになります。

概要説明は以上となります。

続きまして、資料1、諮問第6号、インターネット仮想用ユーザIDの登録における電子計算機の結合の資料をお取り出してください。

件名は、今申し上げたとおりでございます。

業務の概要ですけれども、職員が利用する、区民の方は利用しませんが、職員が利用するインターネット仮想環境、インターネット仮想システムを先ほど説明しました現行のオンプレミス方式から新たにクラウドサービス利用方式に変更するための電子計算機の結合の諮問内容でございます。

対象者は区職員ですので約3,800名。会計年度任用職員等も含んでおります。

それから、接続の相手先でございますけれども、クラウドサービス事業者は、

M i c r o s o f t の A z u r e を 検 討 し て い ま す 。 A z u r e に つ き ま し て は、

審 議 経 過

No.7

三大クラウドのうちの一社でございまして、国内サーバのみの限定利用ということと、クラウドサービスのサーバセンター等も I S M A P という国が定めている認証アセスメントの登録をされていて、合格している最高レベルのものでございます。

4の結合方法につきましては、従来と変わらず、庁舎とそのクラウドをインターネットVPN専用線で結合いたしまして、職員情報によって照合を図った上でインターネットを見るというような内容でございます。

5番、理由でございます。先ほども少し申し上げましたが、政府の掲げるクラウド・バイ・デフォルトの原則及び区でデジタルガバメントの推進に当たって、クラウドサービスの利用推進の方針として決定しておりますので、この方針に従いまして、今回サーバの入替えというか、システムの入替えに伴いまして、オンプレミス型からクラウド型に変更するというものでございます。

一括承認基準の該当有無は、該当無しでございます。

過去の類似案件につきましては、令和2年度答申第2号のクラウドサービス利用時のログインID登録における電子計算機の結合でございますが、教育委員会のGIGAスクールを導入するときに諮問した内容でございます。仕組みとしては同じ仕組みでございます。

諮問理由は、一括承認基準に該当しないためでございます。

取り扱う個人情報は、三つでございます。職員番号、8桁の数字の番号と、あと職員の氏名（漢字・カナ）、と所属部署の三つだけでございます。インターネットシステムに入るときの認証として、必要な情報でございます。

結合する時期及び期間は、本審議会の承認後といたします。

次のページのクラウドサービスの結合構成図は、先ほど概略でご説明しました図をちょっと拡大したものでございまして、内容としては一緒でございますので、説明としては省略させていただきます。

続きまして、資料2、諮問7号、インターネット閲覧用仮想環境の運用保守委託に係る措置でございます。

業務の内容は、本業務は、インターネット仮想システムを構築するに当たっての業務委託及び保守の委託でございます。

内容につきましては、以上のとおりでございますけれども、今回新たにインターネット、クラウド側に職員情報の追加がございますので、それを取り扱うという内容を追加するものでございます。

該当者につきましては、職員3,800名でございます。

委託理由でございます。現行の環境におきましても、インターネット仮想システムの保守委託を行っているところでございますけれども、クラウド化に当たって、個人情報も新たに上がることで、新たに諮問するというようなものでございます。

効果等につきましては、クラウド化に当たっては、認証等の機能によってセキュリティレベルを上げるというものでございます。

一括承認基準の該当の有無は無しでございます。

審 議 経 過

No.8

過去の類似案件につきましては、校務用パソコン顔認証システムの保守業務の委託に係る措置でございますけれども、教育の、先ほど申し上げましたGIGAスクールの運用につきましても同様に委託されているものでございますので、類似案件としては、そのようなものがございます。

諮問理由につきましては、現行の委託契約について、新たに職員の職員番号等の個人情報を追加するためでございます。

取り扱う個人情報は、別紙6、職員番号、職員氏名（漢字・カナ）、所属部署名称の三つという内容でございます。

情報の保護につきましては、契約時につけます個人情報特記事項を定めてございまして、こちらのとおりでございます。詳しい説明は後ほどいたします。

審議の対象の範囲でございます。この資料の最後にあります別紙、流れ図のとおりでございますけれども、先ほど簡単に申し上げましたとおり、今区役所内部で持っている職員情報、三つの情報はコピーを、クラウドサービスのほうにもコピーを上げるということでございます。これに伴いまして、システムを運用委託中に障害や不具合等が起きた場合に、その情報を参照することがあるという内容でございます。

委託先につきましては、本審議会終了後、指名競争入札方式において事業者を選定する予定でございます。

契約締結も本審議会承認後といたします。

別表でございますが、6番の「取り扱う個人情報」の項目は、先ほど説明したとおりでございます。7番、「情報の保護」の項目でございますが、契約時に取り交わす特記事項のうち、修正したものは以下の4点でございます。第2条の取り扱う個人情報の範囲を変更したもの。それからセキュリティ対策の整備義務について、特別条項を加えたもの。それから、第7条の再委託の制限を、「禁止」から「制限」に変えたもの。それから、第8条、複写又は複製の制限について、「禁止」から「制限」に変えたものでございます。

特記事項本体につきましては、別紙1のとおりでございます。

駆け足でございますけれども、説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長：それでは、今のご説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

B委員、お願いいたします。

B委員：今回は、インターネット仮想システムに入る職員のシステムの部分を、いわゆるクラウド化しようということなんですが、このクラウド化と対立する言葉がオンプレミスという形で、まあ言ってみれば、いわゆるデータセンターでやっていることと、データセンターというものを使うというやり方を、今度このクラウドを使うやり方へ変えていくと。

まず確認したいのは、たしか豊島区のいろいろな基幹システム全体が、大きいところが今データセンターというふうになっていると思うんですけど、これはそのまま使うということなんでしょうか。

審 議 経 過

No.9

会 長：課長、お願いします。

情報管理課長：そのとおりでございます。

資料1・2（資料）にありますとおり、今委員がご指摘の部分はマイナンバー住民記録系の世界になりますので、左側の、図で言うと、下の図で言うと左側の部分になりますので、別の世界の中でデータセンターで保管しているものでございます。そこは変わりません。

会 長：はい、B委員。

B委員：そうすると、さらに使っている内容のうちの、インターネットの仮想空間を見るシステムだけと、すごく極めて小さいように感じるのですが、まずはこのリース期間満了のタイミングを経てではないけど、そういう感じで言うと、何か全体をやるように思ってしまうんですけど。これ、どういうふうにちょっと、簡単に言うと幾らかもう今度、これで安くなる部分があるんですか、データセンターのほうの。

会 長：課長、お願いします。

情報管理課長：仕組みが変わりますので、今までは全部自前で機器を用意して、データセンターを借りて、構築も自分でやるということで、要は機器の購入代及び保守・メンテ代というのが発生していて、機器が壊れたり古くなるたびに更新をかけていくというランニングコストも新たにかかっていたものでございますけれども、今度クラウドを利用することによって、その部分は借り受ける形、借りる形になりますので、月額の利用料だけ支払えば更新作業ですとか、OSのバージョンアップですとか、そういったものは全部その中に含まれているということで、その分の費用がかからないというものでございます。

会 長：B委員、お願いします。

B委員：今回このクラウド化にするメリットの一つも、そういう意味では経費削減という感じはあるんですが、全体はまだ借りているので、一部、全体の更新の期間が来ているのか、たまたまこの部分の更新の期間が来て、こうやっているのかという部分でいうと、それとかどのくらいの部分になるのかとかというのは言ってもらってもいいんでしょうか。金額として、どのくらい安くなるのですかということになると思います。

会 長：はい、情報課長。

情報管理課長：今回対象としているのは、閲覧用のインターネット仮想システムという一つのシステムだけでございます。ですので、そこで使っているデータセンターの部分だけがクラウドに移行されるというようなものでございます。ですので、ほかにもシステムはたくさんございますけども、それは従来どおりなので、今回の対象ではないということでございます。

会 長：はい、B委員。

B委員：どのくらいそれで安くなるのかとか、すごい少ないのかなとも思うので、どうしてそれだけしかやらないのですかと聞いては、やれと言っている意味ではないんですが。その辺はどういうことでしょうか。

審 議 経 過

No.10

会 長：課長、お願いします。

情報管理課長：基本的に区が持っているシステムは、全部オンプレミスという自前で機器を購入して、5年間のリースを組んで、5年ごとに機器交換をしていくものでございます。たまたま情報管理課が持っていますインターネット仮想システムが、ちょうどその切替えの時期を迎えたので、クラウドを利用する方針を受けまして、クラウド方式を検討して、今回諮問するというものでございますので、今後オンプレミスのほかのシステムが仮に更新の時期が来たら、同様の検討をしていくというような形にはなるかと思えます。

会 長：はい、B委員。

B委員：まず段階的にやっていくみたいな、そういうところもあるんでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

情報管理課長：はい、おっしゃるとおりでございます。

今、区が持っているのは全部オンプレミスなので、クラウドの経験値があまりありませんので、まずやってみるという要素はあるのは確かでございます。

会 長：はい、B委員。

B委員：私どももインターネットとかそういうものを使っていくということについては、いわゆる利便性とか、効率性とかそういう点では賛成なんですけど、まずやって、あまり大きなところからやるというふうにはするべきではないという意味では、少しやっていくという、まあやってみて、そしていろいろ問題があれば改善をしていくという、そういうことだろうというふうに伺いましたので、ということです。

会 長：はい。よろしいですか。

B委員：はい。

会 長：ほかにご意見、ご質問はおありでしょうか。

はい、F委員。

F委員：2点質問がありまして、まず一つ目が、今回のクラウド化は政府が推進しているクラウド・バイ・デフォルトの方針に従うということで、言わば横並び的にやるのではないかなと思ったんですけど、今回費用の、先ほどの委員のご質問にもありましたが、費用の削減ということも一つのあれだと言われたわけですけど、今まで自前でサーバなどを整備したのに比べると、設備の維持費などはかからなくなるという、そういうメリットがあると言われたんですけど。ただ、他方でこれ、データセンターは継続するわけですよ。いろいろなマイナンバー、住民税などに係るデータセンターを継続すると。ということは、今度だから、データセンターを維持しつつ、なおかつこういったクラウドで外部委託をするということになるので、どれぐらい今回のクラウド化によって、費用が低減されるのかと。これ先日も報道でもありましたけど、こういう特定の業者を長期間委託することによって、かえって相手の言い値で費用がかさむということが、先般報道されたところですけど、ちょっとそこは危惧とするところでありまして、具体的にこれ、今回の政府の方針に従ってというのと、ややもするとコストというのが度外視される場所があるわけですけど、具体的にこれコス

審 議 経 過

No.11

ト削減について、具体的に積算されているのかどうかということが1点。されているのであれば、その大まかな目安を示していただきたい点と。あと2点目が、今回再委託があるということなんですけれど、これ具体的な業者はこれから選定されるということなんですけれど、添付されている資料を見ると、再委託は禁止すると、ただ、甲、つまり豊島区が承認した場合は再委託できるものとするところとあるわけですが、この手のIT系の再委託でしばしばあるのが、全部丸投げですね。あと委託先から再委託先へのチェックがされていないと。これ、この前も尼崎でありましたけれど、そういったことがあるわけでありまして、業者が具体的に分かっていないので、ちょっと何とも言えないところはあるわけですが、再委託のほうのチェック、これはきちんとされるのかと。その2点をちょっとお伺いしたいと思います。

会 長：はい、課長からお願いします。

情報管理課長：まずコストにつきましては、当然ながら削減されるものでございます。

ご指摘のデータセンターにつきましては、もともとマイナンバー系のデータセンターとこのインターネット仮想用のデータセンターは、別のデータセンターでございまして、今インターネットで使っているデータセンターは廃止して、クラウド化するということでございます。

それから、構築とランニングで当然費用がかかるわけですが、ちょっと金額ベースで申し上げるのはちょっとあれなんですけど、二、三割ほど、何千万の単位で下がる見込みが立っているところで、確定するのは入札後ということになりますね。今の見込みでは、それぐらいの予想が立っているものでございます。

それから、委託の管理でございまして、当然ながら委託も再委託先も、きちんと適正に管理するように指導しながら管理していきたいと思っております。

F委員：ありがとうございました。それでは、今後ともよろしく申し上げます。

会 長：C委員、お願いいたします。

C委員：質問なんですけれども、この現行の三層分離のモデルの中の仮想環境のところを、データセンターからクラウドに変えていくということで、将来的には、国の言っていることは、三層分離自体も全部クラウドに移行して、アクセスできるようにしていくと、そのほうがUSBメモリにコピーしたりして持ち歩いたりする必要が、職員の方の中でなくなって、安全性が高まるという面もあるというふうに聞いたんですけども、そのような方向性なんでしょうか。

会 長：課長、お願いいたします。

情報管理課長：方向性としては、政府が強力に、ガバメントクラウドという政府が用意するクラウド環境を利用するというのを推し進めていますので、今後システムの更新なり新規導入の際に、それを検討の一つの選択肢にしていくことはあり得ると思っております。ただ、今三層分離のモデルを、例えば近々に入れ替えてしまうとかという予定があるかという点、まだそこまでは立っていません。今後の検討要素の一つということでございます。

会 長：それでは、ただいまの事項につきまして、これを是とするか、非とするか、確認を

審 議 経 過

No.12

させていただきたいと思います。是とする方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長：全員挙手ということで、是とさせていただきます。

それでは、次の諮問に移らせていただきます。

区民相談課長：それでは、次の資料3、諮問第8号について、総務部防災危機管理課長よりご説明申し上げます。

会 長：どうぞ、着座をお願いいたします。

防災危機管理課長：では、座ったまま説明させていただきます。

私どもの諮問事項については、1件です。被災者生活再建支援システムに係る電子計算機の結合についてでございます。

被災者生活再建支援システムは、平成24年7月31日に答申を受けております罹災証明書発行システムに係る運用の変更でございます。今般、サーバをクラウド化するに当たって、諮問させていただくものでございます。諮問時は罹災証明書発行システムという名前でしたが、導入後はシステム名称が、被災者生活再建支援システムと変更となりましたが、同一のものでございます。

この被災者生活再建支援システムは、平成25年3月に使用を開始したもので、地図情報、住民情報、家屋情報といった情報を一元化、被災者台帳を作成し、速やかに罹災証明書を発行し、生活再建へつなぐことを目的として、導入をいたしました。

導入から9年が経過して、機器類の保守期限を迎えたこと、またクラウド化により庁舎の被災の影響を受けず、災害対応強化につながることから、現行と同じNTT東日本株式会社によるBizひかりクラウド版での更新をすることといたしました。

資料を2枚おめくりいただきまして、資料3の添付資料をご覧ください。

システムの仕様の一連の流れについて、ご説明申し上げます。平時には、あらかじめ住民基本台帳、家屋台帳に係る情報をシステムに取り込んでおきます。発災時、地震もしくは台風等によって、区内の建物に被害が生じた場合は、まず住家被害認定調査を行います。区民部や、被害が大きければ他自治体の応援職員を中心とした調査班は、調査対象区域の調査票をシステムにより出力します。現地調査では、写真を撮りつつ、家屋の傾き、浸水状況などの調査結果を調査票へ書き込みます。調査票は内閣府のガイドラインによるフローが印字され、項目にチェックを入れることで全壊、半壊と認定結果が導き出されるつくりとなっており、誰が調査しても公正な結果となります。写真は、被害認定の理由等を被災者へ説明するために、大切な資料となります。

その後、調査結果を本システムに取り込むことによって、住民情報、家屋情報とひもづき、罹災証明書の発行をすることができるようになります。

罹災証明書は、保険会社や社会福祉協議会などの機関に提示して、被害状況に応じたサービスを受けるために必要な書類となります。区においては、税の免税、各種手数料の免除の場面で必要となります。

ここまでは、現行のシステムと変わりません。今般導入するクラウド版システムに

審 議 経 過

No.13

よって、庁内LAN端末であればLGWAN回線がつながるところであれば、IDとパスワードを入力することによって、発災時には使用台数の制限なく入力、閲覧が可能であるため、例えば罹災証明書の発行会場を、今では本庁舎でしかできなかったものが、東部区民事務所、西部区民事務所と分けることで、発行することができることで、被災者の負担軽減を図ることができます。各部署においては、被災者が必要な支援を受けているか、二重に申請がないか等もシステムで確認することができ、公平で確実な被災者支援を行うことが可能になります。

使用端末は、LGWAN-ASPという非常にセキュアな専用回線で、NTT東日本株式会社のデータセンターと結合されます。NTT東日本は、非常に強固なデータセンターにサーバを設置しており、情報セキュリティの認証を受けている会社でもございます。

続いて諮問理由です。類似案件はございますが、一括承認基準に該当がないため、諮問させていただきます。

資料の2番目、1枚お戻りいただきまして、資料3の別表をご覧ください。

取り扱う個人情報、別表に書かれているとおり、平成24年当時から変更はございません。システムの利用方法には変更はなく、庁舎内にサーバを設置していたものをLGWANの環境下において、専用回線で結合するという点についての諮問でございます。

また、住民基本台帳データや家屋データの取り込みは区が行い、事業者が個人情報を取り扱うものではなく、データセンターの利用といった形態を取るため、保守委託に係る諮問もございません。

今般、システムを更新するのは、繰り返しとなり恐縮ですが、クラウド化することによってLGWAN環境があれば、場所を問わずシステムの使用が可能となり、速やかな被災者支援に資することに加えて、バージョンアップや制度改正に対応した最新のアプリケーションを利用することができるという理由によります。

電子計算機を結合する時期でございますが、本委員会で答申をいただいた後、準備期間を経まして、本年12月以降に接続したいと考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

会 長：それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますか。

はい、A委員。

A委員：ありがとうございます。

まず最初に、資料3のこの添付資料で、システムの概要がありますけども、今の説明ですと、まずこの平時で、住民基本台帳と、あと家屋台帳のデータベースがありますけれども、これはこれとして、被災者台帳に今度はクラウド化される、被災者台帳にデータベースとして上がるものは、あくまでも被災された家屋の情報のみということで、全部載ってしまわないわけではいいですね。住民台帳の、この家屋台帳とか、全てではないですね。その確認です。

会 長：課長からお願いいたします。

審 議 経 過

No.14

防災危機管理課長：そもそも、この住民基本台帳と家屋の台帳のデータというのは、ここ全てが、このシステムの中には取り込まれているということです。全てが取り込まれます。その後、調査をして、例えばあるお家が、ある世帯というか、建物が被災していたら、そのデータがその台帳上に書かれていくと、そういう感じです、ここは。

A委員：分かりました。ちょっと私の理解があれでしたね。ではもともと、全てが記録されているということの認識になりますね。分かりました。

あともう一点、今回このクラウド化することによって、確かに利便性、いろいろな東西の事務所でもできるようなことになるとか、災害時にやっぱり強固なものであってしかるべきというふうに思っていましたけども、そういうさらに強固化されるということですけども。そういう意味では、先ほどのインターネットの仮想環境のクラウドサービス利用とはまたちょっと違って、経費的にはプラスになってしまうというようなことになるのでしょうか。今回の更新に当たって、今までよりも経費的にはプラスか、その確認です。

会 長：課長からお願いします。

防災危機管理課長：一応、今回令和4年度の当初予算を要求するときに、ただそのままサーバを変えて、今までと全く同じシステムでやったときと、今回このようにクラウド化することによってすると、ちょっと経費を確認してみたんですけど、ちょっと実額を今というのは、ちょっと忘れてしまったのですが、やはり3割ぐらいは安くなっています。

会 長：A委員、お願いします。

A委員：削減されるわけですね。

あともう一点、この被災者生活再建支援システム自体が、この東京都の被災者の再建システムの利用協議会の下で運用されていると思うんですけども、そういった意味では、23区というか、ほかの自治体でもこういった利用になってくるというような理解でよろしいのでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

防災危機管理課長：東京都の23区だとか市町村は、もう全てこの同じシステムを使っていて、例えば豊島区で被害が起きて、豊島区の職員がちょっともう使えなくなったら、応援する都内の市区町村の人とかも来ていただいて、皆さん同じ研修を受けていますので、交代交代、応援することができるような感じになっています。その中で、今後どうなっていくかということなんですけど、こちらやっぱり23区で見てもみると、もう6区が東日本のこのBizひかりクラウドに切り替える予定で、もう既に3区は切り替えております。

会 長：A委員、よろしいですか。

A委員：分かりました。はい、理解できましたので結構です。

会 長：はい、ではB委員、お願いいたします。

B委員：まず、先ほどのちょっと実はクラウド化があるものだから、頭の整理をちょっとしたいんですけど、まず現在のシステムは、被災者生活再建システムというのは、どこ

審 議 経 過

No.15

にあるんですか。

会 長：防災課長、お願いします。

防災危機管理課長：防災危機管理課の隣の指令情報室の中に、サーバが置いてあります。全て有線で使うものです。

会 長：はい、B委員。

B委員：ですからデータセンターではないんですよね、まず。

防災危機管理課長：はい。

B委員：それで、ですから、何が言いたいかという、それが今度はどこに入るんでしょうか。区のデータセンターに入るわけではないと思うんですが、どこにこのデータが置かれるということになるんでしょうか。

会 長：どうぞ、課長。

防災危機管理課長：区のデータセンターに置かれるわけではなくて、LGWANの中のNTT東日本のデータセンターに置かれるということになります。

会 長：はい、B委員。

B委員：LGWANという行政が使う情報網がありますね。国や市区町村。この中に、データセンターがあって、LGWANが使っているデータセンターの一つに入っていくと、こういうイメージでよろしいですか。

防災危機管理課長：そういうイメージです。

会 長：B委員。

B委員：ただこれは、そうすると今の住民基本台帳のデータベース、いわゆる区のデータベースとか、それから家屋台帳は東京都の持っている、そのデータベースとは直接はつながらないということでもよろしいんでしょうか。つまり、1回たしか更新して、区で持つて。区にそういう情報がまず来て、それを定期的に取り込むということ、たしかこのまずデータベースとしては今やっているの、その作業は変わらなくて、それを区がそこに入れるという形になるということですか。

会 長：防災課長、お願いします。

防災危機管理課長：B委員のおっしゃるとおり、区でそれぞれのデータをこのシステムに入れていくという作業はあります。

会 長：B委員。

B委員：それでその、ちょっとこのLGWAN-ASPというこれ自体の言葉でいうと、この審議会の中でも、この間これを使ってやる作業では、例えば民間の銀行に口座の照会をするとか、あと区民からの申請をアプリとして、課税証明、それから印鑑証明の請求をするとか、そういうことがあったんですけど、それはいわゆるインターネットを介してやるものだったんですけど、これは、いわゆるインターネット環境は全く関係なく、LGWANの中でやっていくという、こういうシステムだというふうに考えていいんでしょうか。

何でそんなことを言うかという、このNTTは、実際にはデータのクラウドの場所を貸すだけで、このデータの利用は全くできない、これを利用して何かするとか、

審 議 経 過

No.16

そういうことは全くできないというふうに考えていいかどうかということを知りたい。

会 長：課長、お願いします。

防災危機管理課長：今のB委員のおっしゃるとおりで、維持管理はしていただきますけれども、特にこのデータをN T Tの東日本が使うだとか、閲覧するだとか、そういうことはございません。

会 長：はい、B委員。

B委員：それで、そういう中で、今までの区の、区が持っている、区の中のいわゆる昔でいうところのホストコンピューターみたいな感じでやっているシステムでやるよりも、クラウドにすると少しはやっぱり安くなるというところはあると思うのと、メリットとして、さっきこの庁舎以外でも、I Dとかで管理できてやれるというんですけど、L G W A N環境があるということが前提なんで、そうするとどこでもできるんでしょうか。どこでもできるというか、L G W A N環境に入れるという意味が、どういうことなのかということなんです。それはどういうことなんでしょうか。

会 長：課長からどうぞ。

防災危機管理課長：例えば、ちょっとあり得ないかもしれないんですけども、豊島区が被害を受けて、全くこの区役所がちょっと能力を発揮できないというようなことになった場合、例えば全く被害を受けていない長野とかに行き、長野でもし、長野市役所だとか長野県庁がL G W A N回線につながるようなところであれば、そこで豊島区の罹災証明を発行することが可能です。

会 長：はい、B委員。

B委員：あと、データのバックアップということも含めて、メリットは結構あるなとちょっと思っているんですけど、どうでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

防災危機管理課長：このN T Tの東日本のデータセンターも、たった1か所のところにこのデータを持っているわけではなくて、例えばバックアップ、もしものときのために多少分散してデータを保管していることもありますので、1か所が駄目になったとしても対応することはできると考えております。

会 長：B委員。

B委員：そういう意味では、かなりメリットいっぱいあるとは思いますが、同時に、しかしながら技術的なこれはあれなので、やっぱりセキュリティが強固ですと、こういう話なのですが、どこまで強固かというのは、私はちょっと技術的なこととか、あとはまあ一番問題は人為的な問題が、漏れてしまうというのは、起きると思うんですが、その辺の一応伺って、まあ基本は賛成しようかなと思っています。

会 長：課長、お願いします。

防災危機管理課長：まずは、システムにログインするのはI Dとパスワードが必須であって、付与に当たっては精査した上、例えば庁内の人についても関係部署を精査して配付していくということになります。

審 議 経 過

No.17

また、デジタル化の推進の意味からも、利便性の向上とセキュリティの確保のバランスを考えて、このLGWANの中でのこのデータでサーバを使っていくことが決定されているというのがありますが、インターネットから切り離された行政専用のセキュアなネットワーク、LGWANを使っているのに、そんなに漏れるという、そこまですぐ漏れてしまうということは、そこまでちょっと想定はしていないというところもあります。あくまでも、LGWANの中でやっつけようということを考えています。

会 長：C委員、お願いいたします。

C委員：今日の資料では、どこでも罹災証明が発行できるようになるということが、あまり文字として書かれていなかったの、あまり気がつかなかったんですけど、現行では、本庁舎でしか罹災証明を発行できないんですか。

会 長：課長、お願いします。

防災危機管理課長：はい。有線のシステム、何でしょう、そのLAN回線がつながるところでしかできませんので、例えば防災危機管理課にサーバがありますから、防災危機管理課と、あと下のセンタースクエアでしか、ちょっとできないというデメリットのほうが大きいかなと思います。

会 長：C委員、お願いします。

C委員：その上で意見なんですけど、災害救助法とかの適用があるような場合、豊島区のような人口が多いところで一気に家屋が被災して、みんな被害調査をすぐしてほしいと。すぐ、罹災証明が全ての支援制度の基盤で、最初に必要になるので、それだけの住民がいるところで、本庁舎でしか発行できないというのは、かなりゆゆしき事態で、パンクしますし、今、まだ各人のネットやスマホで罹災証明が入手できる制度では全くないので、地方の、ほかの地方の災害時にも、都市部だと本当に罹災証明の発行が滞るといのは、現実にはいっぱい起きているので、いつ、すぐ災害対策といのは、大きな災害が起こるか分からないといところていうと、現状で一番安全な業者とかシステムを選んだ上で、やはり広域で罹災証明が各支庁舎とかでも住民の近くで、歩いて行けるようなところで発行できるということは、早急に必要なのではないかなと思います。

会 長：それでは、ただいまの事項について、採決を採らせていただきたいと思います。これを是とするか、非とするか、挙手をお願いしたいと思いますが、是とする方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長：全員挙手ということで、これを是とさせていただきます。

それでは、次の諮問に移らせていただきます。

区民相談課長：それでは次の資料4、諮問第9号について、文化商工部生活産業課長よりご説明申し上げます。

生活産業課長：生活産業課長でございます。よろしくをお願いいたします。

会 長：座ってご説明いただければ結構です。

審 議 経 過

No.18

生活産業課長：はい、ありがとうございます。失礼します。

資料4をお取り出してください。

件名でございます。特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明に係る個人情報外部提供についてでございます。

2番目の業務の概要でございます。

まず1番目の内容ですが、民事訴訟に伴う個人情報の照会を受けまして、経済産業省関係の産業競争力強化法施行規則第7条第1項に基づく申請者の個人情報を外部提供するというものでございます。

恐れ入ります、別紙の1をご覧ください。3ページになります。

こちら、東京弁護士会のほうから本区に照会が来た照会状でございます。一度こちらのほうを受け取りまして、豊島区個人情報保護条例の第11条、提供の制限に基づきまして、弁護士会のほうには回答できない旨、通知をさせていただきました。そうしましたところ、別紙の2、7ページでございます。裁判所のほうから送付嘱託書ということで、文書の提出の依頼がございまして、こちらのほうを諮問させていただくというものでございます。

2番目の対象者でございますが、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を申請する者でございます。

提供先でございますが、東京地方裁判所でございます。

4番目の提供方法は、文書郵送。

5の提供理由につきましては、当該保有個人情報の保護の必要性と公益性を比較衡量した際に、紛争の適切な解決に資するという観点から、後者、公益性を優先すべきであるためでございます。

6番目の法令等につきましては、記載のとおりでございます。

3番目の一括承認基準の該当の有無、類型はございません。

4番目、過去の類似案件はございません。

5番目の諮問理由につきましては、本外部提供は新規のものでございまして、一括承認基準には該当しないためでございます。

6番目の取り扱う個人情報につきましては、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明に関する申請書に記載された事項、創業計画書に記載された事項、定款の写しでございまして、別紙の4、そして別紙の5はおつけをさせていただいておりますが、こちらのほうが提出の個人情報等になります。

また、参考としまして、17ページ、特定創業支援等事業というのはこのようなものです程度で、資料をつけさせていただいております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

会 長：ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますか。

C委員、お願いたします。

C委員：すみません、これ、裁判所の文書送付嘱託が民訴法の226条に基づいているので、法令に基づく場合で、条例の11条の2号の法令等に定めがあるときで、拒絶はでき

審 議 経 過

No.19

ないという解釈になると思うんですね。それで、ちょっと資料を持ってきたんですけど、最高裁のほうでも、行政機関に対して平成18年に、この解釈のことを公的に通知というか依頼文書を出してしまっていて、その送付嘱託、それから調査嘱託とかもあるんですけど、その制度に基づいているものは、この法令に基づく場合で、個人情報保護法でも行政機関の個人情報保護法でも、条例も同じ解釈でいいと思うんですけども、法令に基づく場合として、あらかじめ本人に同意を得なくても個人情報を第三者に提供できるという、裁判所に提供できるというふうになされていて、判例上もその後大阪高裁で平成19年の2月20日という大阪高裁の判例で、正当な理由がなければこれは拒絶できないというふうになされているので、拒絶する理由がないのではないかというのが、私の意見です。

ちょっと資料、三つだけなんですけどあるので、お渡ししても。渡してもいいんですけど、担当課の方と会長とあと区のほう……。

という意見です。

会 長：B委員、お願いいたします。

B委員：私はこの諮問が一体何を諮問されているのかというのが、実はよく分からなかったということがあります。

今のC委員のおっしゃる、あ、そうか、これは裁判所が請求しているのかということと、それを聞くと、それなりの公的な場所が請求しているという結論がもう出ているというふうに、それはそうだなと。ただ、その前に弁護士会から通知が来たとき、あるいはもしかしたら弁護士から来るときもあるのかどうか分からないんですが、そういうときにどう判断するかというのは、これは難しいなと。すごく難しいなと思っていたので、悩んで実はいました。

改めて、この条例ではなくて、この青いやつを見ますと、個人情報の外部提供については、できる、できないというのがずっとあって、例えば調査照会することはできる、または報告を求めることができる旨の行政機関等の共助規定については、強制力がないのだというふうに、できる規定の部分ではないんだよと言っていて、だからそういうときにはここで審査をします。すみません、そういうふうなところの認識だったんです。でも裁判所ということになると、できる規定よりはちょっと強いような気もしてきたので、そうすると、そうではない場合は、ここで個人情報の必要性和公益性を比較衡量していかざるを得なくて、そのときにも後ろのほうにまた、いろいろ考慮しなさいみたいなのがあって、ではこの審議会一体何を判定するのかというのがすごい難しいなと思っていました。

でもちょっと、今みたいにすばつと言われると、問題がないような気もしてきましたが、私もそう思います。

会 長：C委員、お願いします。

C委員：おっしゃるとおりで、弁護士法23条の2に基づく、最初の段階の資料4別紙1の照会は、回答しなくてはいけない義務はないので、照会を求められたほうが回答しませんという答えが返ってくることもよくあって、強制ではないんですけども、これ

審 議 経 過

No.20

が功を奏しなかったので、裁判所で証拠の申出として、この文書を区が持っているから、これを証拠として収集をするために裁判所に取り寄せてほしいですという申請をして、それを裁判官が文書送付嘱託するという決定をして、そこではもちろん決定されないものもあって、この案件の紛争解決、真実発見のために必要だということ決定されて、それは決定されると通常、例えば個人の医療情報のカルテも当然来ますし、個人の課税証明書とか課税情報、収入とか、そういうものも例えば養育費の決定とか、そういうときには必要な情報として、もう裁判所を通したときには基本的には来ることになっています。というのが、ちょっとご質問の点の制度の違いということでは、今の段階の民訴法の226条に基づく文書送付嘱託と弁護士法23条の2の照会の場合は、違うということです。

区民相談課長：すみません、事務局からよろしいでしょうか。

会 長：井上課長からお願いいたします。

区民相談課長：ただいまC委員からのご説明いただきまして、誠にありがとうございました。

私どももこちらの第二東京弁護士会からのというのが最初に来ているというところもございまして、通常ですと、ほかのいろいろないわゆる令状なしの照会とかにつきましても、やはり法令の定めにあるときには該当しないというふうな解釈をしてみました。そういったことで、令状がある場合は、当然裁判所の発行でございしますので、法令に定めがあるときということで、該当するというふうに今までも考えてきたんですけども、私ども事務局の段階で、こちらについての精査が足りなかったということをご反省しているところでございます。

今、C委員からご説明いただいたとおり、この送付嘱託書というのが裁判所からの発行ということでございますので、そういう場合では法令の定めにあるときに該当するというふうに解釈いたします。

ですので、今回のこの件につきましては、取下げということでさせていただいてよろしいでしょうか。大変貴重な時間を申し訳ございませんでした。

会 長：では、今、井上課長のほうからお話がありましたように、本件諮問は取下げということで、終わらせていただくということでよろしいでしょうか。異議がなければそのような扱いで終わらせていただきます。

(異 議 な し)

会 長：それでは、次の諮問に移らせていただきます。

区民相談課長：はい。それでは次の資料5から7、諮問第10号から第12号につきまして、子ども家庭部児童相談所設置準備担当課長よりご説明申し上げます。

児童相談所設置準備担当課長：それではよろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

諮問資料につきまして、資料5から資料6、外部提供から順に説明をさせていただきます。

まず、諮問資料（外部提供）でございます。

審 議 経 過

No.21

件名です。里親支援業務における東京都及び特別区児童相談所設置区への個人情報
の外部提供でございます。

内容につきましては、1、東京都と特別区児童相談所の開設区に対して、里親候補
者及び同居家族、また、里親に預けることが適当と判断された候補児童に係る個人情
報を外部提供し、適切なマッチングの手続を行うものでございます。

2の対象者です。①里親候補者及び同居家族、②里親に預けることが適当と判断さ
れた候補児童。

提供先です。東京都並びに特別区児童相談所設置区となっております。

提供方法です。提供方法につきましては、総合行政ネットワークでございますL G
W A Nが提供する基本的なアプリケーションの一つとなっておりますL G W A N掲
示板を、東京都及び特別区の児童相談所設置区のみが利用できる専用の掲示板とし
て結合しまして、そこに入力して提供するようなものとなっております。

5番の提供の理由でございますが、里親候補者及び同居の家族、また里親に預ける
ことが適当と判断された候補児童のマッチングの事務が、東京都と特別区児童相談
所におけるの公益の事務となっております。その処理に当たって、この情報提供
のシステムを使って、その中のいわゆる掲示板に提供するという事で、円滑なマッ
チングを行うといったことが一つの理由となっております。

関係する法令につきましては、6番のところでは児童福祉法に基づくもので、記載の
とおりでございます。

3番の本業務における一括承認の基準の該当の有無につきましては、類型としま
してはございません。

また、業務としましての事例も該当がございません。

過去の類似案件につきましても、該当がございません。

諮問理由につきましては、新規事業でありまして、一括承認基準に該当しないとい
うことになってございます。

取り扱う個人情報につきましては、別紙のとおり、別紙資料5の別表のとおりとな
ってございます。

理由につきましても、別紙のとおりという形になってございます。

7番の外部提供する時期及び期間につきましては、本審議会の終了後、豊島区児童
相談所が5年の2月に開設いたしますが、それ以降という形でございます。

すみません、続きまして、諮問資料の中で、資料6で電子計算機の結合につきまし
ても、引き続き説明をさせていただきたいと思っております。

こちらの件名につきましては、里親支援業務における外部の電子計算機との回線
結合でございます。

内容につきましては、先ほどの説明にもありまして、総合行政ネットワーク
のL G W A Nが提供する基本的なアプリケーションの一つである、いわゆる掲示板
上に、東京都及び特別区の児童相談所の開設区のみが利用できる専用の掲示板を活
用することで、里親候補者と里親に預けることが適当と判断された候補児童の適切

審 議 経 過

No.22

なマッチングを行うといったものでございます。

対象者につきましては、先ほどと同様で、里親候補者と同居家族、また、里親に預けることが適当と判断された候補児童となってございます。

相手先につきましても、東京都と特別区児童相談所設置区という形です。

4番の結合方法につきましては、先ほどの説明と同じになりますけども、LGWANが提供いたします基本的なアプリケーションの一つとなっておりますLGWANの掲示板に、東京都及び特別区の児童相談所設置区のみが利用できる専用掲示板があって、それを活用するといったものでございます。

理由につきましては、東京都及び特別区児童相談所設置区の保有する里親候補者及び里親に預けることが適当と判断された児童に関する状況を共有することで、より適切なマッチングを図って、児童の最善の利益の保障をするといったことで、理由としてはございます。

3番の一括承認基準の該当の有無につきましては、類型としては、類型がございません。

また、事例としての業務につきましても該当がございません。

過去の類似案件につきましても、該当がございません。

諮問理由につきましては、新規事業であって、一括承認に該当しないためとなります。

取り扱う個人情報につきましては、電子計算機と結合するものとしましては、別表のとおりとなっております。

理由につきましても、別表のとおりとなっております。

7番の電子計算機の結合する時期及び期間につきましては、本審議会の承認を得て、児童相談所開設以降、結合するといったものでございます。

続きまして、最後の資料の説明になりますが、資料7、諮問資料の業務委託につきまして。

件名です。件名は、児童相談所における里親支援業務（里親の普及啓発、開拓、研修、支援等）に関する業務委託に関わる措置でございます。

本業務は、児童福祉法の11条に規定いたします里親の支援業務の実施委託となっているものでございます。

内容につきましては、児童福祉法の3条、11条あるいは27条の規定、並びに令和3年6月7日付で厚生労働省の子ども家庭局が里親の養育包括支援、いわゆるフォスタリング事業の実施についてといった通知を基に、里親支援のいわゆる普及啓発、開拓、研修、支援等に関わる業務を委託するといったことに基づいているものでございます。

別紙2の里親業務の実施の委託につきましては、別紙2の流れのとおりとなっております。

該当者につきましては、登録済みの里親及び同居の家族、また、里親を希望する豊島区民及び同居の家族、また、里親に預けられる児童、里親に預けることが適当と判

断された児童がこの該当となります。

委託の理由につきましては、内容でございますとおり、児童福祉法では、児童を家庭において養育することが困難であり、また適当でない場合は、児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されることが必要ということで、そういった措置をしなければならないということが規定されてございます。里親への委託及び里親への一貫した支援を行うことが求められているというそういった中で、こういった事業を行うことで、里親に関する業務を効果的に実施し、またノウハウを持つ事業者に業務を委託することで、より質の高い里親業務が期待できると。その結果、子供の最善利益につながるというふうに考えてございまして、委託としての理由とさせていただきます。

効果といたしましては、里親の普及啓発の促進、質の高い里親養育の実現、家庭に近い環境で養育されることで、子供の最善利益を保障するといったことを、効果として掲げさせていただいてございます。

3番の一括承認の有無でございます。類型につきましては、類型はございません。特定個人情報の項目につきましても、該当がございません。

過去の類似案件につきましてもございません。

諮問理由につきましては、本事業は新規事業であって、一括承認基準に該当しないということでございます。

6番、取り扱う個人情報につきましては、別表6、「取り扱う個人情報」の項目のとおりとなっております。

7番の情報の保護につきましては、別紙1、「個人情報等特記事項」のとおりという形になってございます。

また、8番の審議する対象の範囲につきましては、別紙2に流れ図をご用意してございますけれども、五つほどございます。まず(1)区から受託事業者へ、里親登録に係る個人情報を提供するという際の取り扱いです。(2)受託事業者が里親登録者のいわゆる登録の更新・変更、また再登録手続に必要な個人情報を収集する際の取り扱い。(3)区及び受託事業者が里親登録希望者から必要な個人情報を収集する際の取り扱い。(4)区から受託事業者へ里親に預けることが適当と判断された候補児童に係る個人情報を提供する際の取り扱い。最後、(5)は、区が提供及び受託事業者が収集した個人情報を返還する際の取り扱いとなっております。

9番、委託先につきましては、都道府県から里親支援機関の指定を受けた民間事業者を予定してございます。

最後、10番、本契約の締結予定日につきましては、本審議会承認後、12月を目途としているところでございます。

簡単でございますが、私のほうからの説明は以上となります。よろしくお願いたします。

会 長：それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がございましょうか。

B委員、お願いします。

審 議 経 過

No.24

B委員：この里親支援業務自体が、ちょっとまだ実はよく分かっていないところもあります。ちょっと長くなってしまうかもしれませんが、一番ちょっと聞いておきたいのは、電子計算機の結合と外部提供の関係は、いわゆるL G W A Nの関係で、行政だけが使えるシステムになっています。L G W A N掲示板というのも、多分行政だけが使えるものだろうというふうに思うんですが、よろしいですか。

会 長：はい、課長。

児童相談所設置準備担当課長：そのとおりでございます。

B委員：次にちょっとお聞きしたいのは、この業務委託した内容の中に、業務委託の内容には、さっきこの図面を見ても、ちょっと電子計算機の結合のこととかいろいろ入っているんですが、ここは、この掲示板のこととかは受託、委託という関係とは別というふうに考えていいのかどうかというのを、まずちょっと知りたいです。

会 長：課長、お願いします。

児童相談所設置準備担当課長：それは別でございます。

会 長：はい、B委員。

B委員：そうしますと、区のほうが、こういうこの里親掲示板みたいなところからもらった情報について、区が今度は持つ情報になりますから、それを一方で、今度里親登録者ではなく、この事業者に委託するときには、区が責任を持って別の方法で何らかの方法で提供して、そして、それをまた事業者がいろいろ見ながらマッチングをしていくと、こういうことが一つの委託の内容になるかどうか。

会 長：課長、お願いします。

児童相談所設置準備担当課長：そういう形になります。基本的に情報は区が掲示板を確認しまして、その情報を事業者のほうに提供するといった流れになります。

会 長：はい、B委員。

B委員：掲示板は、業者は見られないんですよね。受託業者が見るんですか。

児童相談所設置準備担当課長：はい、見られません。

B委員：だから区は何らかの形で、これとは、L G W A Nとか、こういうのとは別の形で提供する形に、この契約というか仕組みがなっているということによろしいですかと。

児童相談所設置準備担当課長：はい、そういう形になります。

B委員：分かりました。

会 長：はい、B委員。

B委員：それで、實際上、やはりマッチングというか、これが本当に大変だと思うんですね。今は逆に言えば、こういうものが、実際には今、豊島区は今回初めて児童相談所をやりますけど、このシステム自体は、今全国でやられているということなんでしょうか。つまり、東京都がこれを使っているいろいろやる、東京都の児相で今やっている仕組みかどうかというのもちょっと聞いておきたいです。

会 長：はい、課長から。

児童相談所設置準備担当課長：現在、東京都と特別区設置区が行っている仕組みという形になります。

会 長：はい、B委員。

B委員：ですから、委託先も都道府県から里親支援機関の指定を受けた民間事業者となっているのは、ある意味、区が勝手にこれを、その中からどういうふうになるか分かりませんが、ちょっと委託を受けたときに、関係がちょっとどんなふうな関係になるのかがイメージがちょっとつかめないものですから。本当は、実際にちょっと絵みたいなものも頂けるといいかなと思っているのですが、実際には、では、いわゆる里親のマッチングとか、それから支援とかというのは、ほとんどこれ委託でやられているということになっているんですか。いわゆる行政が直接やっているということではなくて、そういうふうになっているということなんでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

児童相談所設置準備担当課長：今回の業務委託の中で、特にマッチングの部分につきましては、区として行う予定です。それ以外の里親の支援や研修、あるいは登録に至る様々な手続等は、業務委託という形を考えてございます。

会 長：はい、B委員。

B委員：分かりました。すみません。私もちょっと勘違いしていたところがあると思います。いわゆる里親と子供を会わせるのは区がやっていて、それ以外でも實際上、その後のフォローとかそういうことを委託するという内容ということですね。

会 長：課長からお願いします。

児童相談所設置準備担当課長：今、委員がお話しされた部分が主立ったところになります。マッチングにつきましては、先ほどの説明のとおり、区が行い、業務支援という形で業務委託の方たちに行っていただくところもあると考えてございます。

会 長：F委員、お願いします。

F委員：すみません、今の関係で質問なんですけど、従来は、このサポートですね、実際というのは、これは区がやられていたんでしょうか、それとも全くの新規事業なんでしょうか。どうでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

児童相談所設置準備担当課長：児童相談所の里親業務に当たっては、東京都を含め、各都道府県においても、こういった里親の支援機関に係る委託業務により、スムーズな里親支援を行っているという実情もございます。区としてはこのことを踏まえ、新規事業として、これから進めるものとなってございます。

F委員：分かりました。では、新規事業として始めるんだけど、マッチングに関しては、東京都または区がやって、それで実際のサポートについては、これは委託業者がやるという、そういった役割分担になるという理解で。

会 長：課長、お願いします。

児童相談所設置準備担当課長：おっしゃるとおり、マッチングの部分は、児童相談所の業務として行います。東京都においても、東京都がマッチングを行っており、本区も同様になります。マッチングを行う里親さんにつきましては、豊島区に登録をされている里親さんに限りません。他区の里親さんとのマッチングも必要となる中で、L G W A

Nを活用した情報をもとに、マッチングを行う仕組みとなっています。

F委員：分かりました。すみません。よろしいですか。

会 長：はい、よろしいですか。

F委員：ちょっと今回のこれ、L G W A Nの問題と業務委託の問題は、これは同時に出てきているので、ちょっと分かりにくくなるんですけど、これ両者別の問題なんですよ。というのは、業務委託の是非って、また、L G W A Nの導入というのはまた別個で考えなければいけないわけで。というのは、先ほど質問したのは、そもそも児童福祉法では、児童の養育環境の維持というのは、国または地方公共団体の責務ということをやっている、これは児童福祉法ができたときから一貫して変わらない原則なんですね。なので、最近いわゆる指定管理者制度とかいろいろありますけれど、というわけで、地方公共団体の事務の切り分けというのが合理化の観点からされる場合があるわけですけど。ただ、ちょっとこの児童福祉法の責務については、ちょっとこれは慎重にされるべきではないかなと思って、質問した次第です。

それとは別に、ちょっと専ら個人情報の観点から質問なんですけど、これL G W A Nに対する提供とは別に、受託事業者に対しても里親の登録希望者が提供した個人情報提供されるということになっているわけですけど、これって、添付されている資料7を見たんですけど、豊島区と受託事業者との関係についてのことが専ら記載されていて、里親登録者が今回のこの個人情報を提供することについて、受託事業者、つまり里親登録者に対する関係は第三者に当たるわけですよ。里親事業登録者って、あくまでも豊島区と相対しているわけだから。この受託事業者、第三者の受託事業者に対して、個人情報が提供されるということについて、同意を取るのかどうかということが1点と。あと気になったのは、里親登録者だけではなくて、里親に預けることが適当と判断された候補児童についても情報提供がされるということになるわけですけど、これ里親に預けることは適当と判断するって、恐らくこれは豊島区長ですよ。そうすると、この場合には、例えばいろいろな家庭環境などの調査によって、この子は里親に預けることは適当だなというふうに豊島区側が判断した場合はそうなることになるんでしょうけど、その場合の個人情報については、これ本人同意を取っているのかどうかと。これについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

会 長：課長のほうからお願いします。

児童相談所設置準備担当課長：まず、里親さんにつきましては、基本的には同意を取るという形を取ります。委託の児童については、措置制度の中で個人情報としての制限がございますので、そちらのほうで対応するといった形になります。

F委員：というか、私の質問はだからあれなんですけど、当然同意は取っているわけですけど、里親登録者については、受託事業者に対して情報提供はされるということについても同意を取っているのかということが1点。2点目は、里親に預けることが適当と判断された候補児童については、そもそもそういった同意を取っているのかどうかという、この2点です。

会 長：はい、課長。

児童相談所設置準備担当課長：里親につきましては、東京都もそうですけど、こちらも同意を取るという形には変わりはありません。児童につきましても、同様に同意を取るという形で調べてございます。

F委員：里親になりたくない、預けられたくないと言っている子なんですよね、第2点目って。同意取れるんですか、本当に。

会 長：課長、どうぞ。

児童相談所設置準備担当課長：里親に預ける、預けないの判断についてですが、まず児童相談所として委託が適当と判断した場合、里親に預ける手続きを行います。先ほどの本人の同意ですが、子ども本人から里親宅に行きたくないということもあろうかと思いますが、そこにつきましては、強制的に行うものではございませんが、子供の安全確保という視点で考えた場合には、児童相談所としての権限を行使して、里親に委託します。そういう意味では、里親さんとのマッチングについては、子供にとって一番有益なマッチングにできるかどうかポイントなると考えてございます。

F委員：分かりました。ありがとうございました。

会 長：G委員、お願いします。

G委員：児童の同意のところなんですけど、僕個人の考えですけど、これ必ず同意を取って逆にしてしまうと、では小さい子供はどうするのかということもありますし、あまりそこら辺をもう一度、必ず取らなければいけないというふうにしないほうがいいのではないかなとちょっと思っています。ただ、そうはいつでも何でもかんでも同意を取らなくてオーケーというわけではないので、多分ガイドラインなりなんなりをするべきではないかなとちょっと思っています。

ただ、本当に危険な場合もあるので、命に関わることもあるので、それは相談所のほうが強制的にという言い方悪いんですけど、それはすべきではないかなというふうな考えを持っています。

F委員：ちょっと今の委員のご発言なんですけれど、これ比較衡量、価値判断というか、比較衡量の問題ではないんですね。個人情報、これ今おっしゃられた話だと、豊島区とか行政主体のほうが、緊急の必要性があって、例えば警察官の、まさに職務執行活動なんか典型なんですけれど、そういった場合には本人の同意も取らずに、本人の例えば身体の安全などの観点から強制的取得というのはもちろんあるわけですね。ただ、今回のケース、これは第三者だって、民間企業って、受託事業者に対する個人情報提供なので、こういうものについて、さすがに未成年者だからといって同意なしで提供していいよというのは、これはさすがにどこの法規定からも出てこないんであって、ちょっと気になったので質問した次第なんです。

会 長：B委員、お願いします。

B委員：私もちょっと委託ということで、本当に現実問題としては、こういう民間団体、こういうところが、民間団体といってもそれなりにきちんと東京都が認証したということがあって、経験もあってというところが活動してやる中で、そういうところがや

ることもあるわけですね。あるいは、場合によっては多分、児童養護施設を運営しているようなそういうところが、実は里親サポートもやっているようなこともあるということもあって、一概には否定しないんですけれども、一方で豊島区の場合、子どもの権利条例もありますので、やはり子供の意思是ちゃんと聞くということはあると。

だから、多分今、議論になっているところの里親という制度をちゃんと理解をして、それがそういう方向で行きたいという、いいよという子供に対するもので本来はあるべきで、いや、私、僕はここがいい、施設がいいんだとか、あるいは選択というものがある中で、いや、あなたはこっちがいいよ、あっちがいいよということ強制はできないのではないかなというのが、私は今の豊島区の権利条例の流れだというふうになんかちょっと思っているんですよ。だから、そこはあるだろうと。だから、本当に里親がいいのか、施設がいいのか、あと施設といっても今、小さな家庭的な施設、半分里親に近いイメージのところもやっていこうということもあるので、それはある。さらに18歳までですかね。里親ということになると、今、かなり成長してしまった場合なんかは、もう結構意思がはっきりしてるのに、逆に言うと本当に里親がいいのかどうかとかという、里親という制度が今あるのでやっていますけど、そういうことがあると思います。

あと、日本の問題は、例えば東日本大震災なんかでも、実際には両親が亡くなった場合、親戚が、ある意味親戚の子だからという形で引き取っていると。これもちょっと問題があるのではないかというふうに言われています。養育費とか、そういうものが全然出ない中でやっているという中で、本当にそういう家族みたいなところだけで全部子供の養育を閉じ込めてしまうというのも問題ではないかということでは、もうちゃんとした制度に乗っけて、いろんな保障というか制度もつくって、そしてやっていくというのも一つの方法だということで、里親制度となるんですけど。やっぱり私自身もなかなか難しい、子供にとって一番何が最善の利益かというところが難しい。里親で1回マッチングしても合わないという場合も結構あって、それは子供がという場合もあれば、親のほうも、もうこんなはずではなかったみたいになってしまうときもあって、そういうサポートをだから絶対やっつけていかなければいけないと思うんで、業務委託の是非についても、すごく気持ちが揺らいでいるところです。

同時に、個人情報という観点で言えば、できるだけ何ていうかな、ここの審議会ではとされたとしても、できるだけ本人の同意を得て、自分の情報がそういうふうに出ているんだよということは理解しながら自分でコントロールしていく。プライバシーの一つですからね。コントロール権も。そういう形で運用がされることがベストではないかなと思っています。

以上です。

会 長：C委員、お願いいたします。

C委員：すみません。ちょっと理解が不十分かもしれないんですけれども、今この審議にか

かっているのは、豊島区だけではなくて特別区間、東京都間の広域で里親候補者を探してマッチングするには、区の中だけでは不足なのでということですよね。そうだとしますと、これまでは東京都とか、ほかの県とか、割と広域でされていたので、豊島区の中だけでは里親候補者と適する候補地等というのが母数として足りないのではないかとということと、それから児童虐待とか親が養育できないというときに、親から引き離さなければいけないという環境で、その措置を取ることでも児童の保護のためにあって、そのときにすごく近距離で生活圏が重なるところで里親委託するわけにいかないということも、里親のほうの安全に養育してもらうということのために距離が必要なきもあると思うんですね。

それで、一応児童福祉施設はあっても、児童相談所とかあっても、割と養育のときにすぐ集団生活の施設ではなくて、家庭と変わらない環境になるべく里親に委託するほうがよいと昨今多分されていると思うので。私の経験とかでは、むしろもうゼロ歳児、1歳児とか、そういう本当にその子の同意権なんて意味がない年齢の子供こそ、最初から普通の家庭にというふうに、一時保護でも短い期間だということでも預けられることがあるので、その措置であるということからすると、その児童の同意とか、親権者の同意というものはちょっと意味がないというふうな上での事態の要件を満たす場合の措置となっていると思いますし。あと個人情報の保護という観点で見たときに、この挙げられている候補児童に関して出す情報には、今の家庭というか、今、子供がいる家庭の親の氏名とかが一律に書いてないので、そういうものなのかと。多分、情報として同意を取って伝わることはあると思うんですけど、一律に児童の家族状況という項目はあるんですけど、一律に親御さんの名前がこうで、住所がここでというのが伝わることになってはいないので、そこら辺は割と配慮されているんだなというふうに見ていたんで、そういう観点の配慮もされているのではないかとというのが意見です。

会 長：H委員、お願いいたします。

H委員：ちょっと違うのかも分からないんですけども、今ここで審議しなくてはいけないのは個人情報に関する開示と保護であって、里親の制度の問題ではないですよ。その辺のところをちょっとはっきりさせないと、区のほうの里親の制度の問題、いろいろそれぞれ先生方や皆さんご意見あると思うんですけど、それは区のほうで解決していただかなくてはいけない話であって。ここで審議するものは、あくまでも情報の開示と保護に対して、このシステムはどうなのかということだと思っんですけどよ。だから、もしそれ以前の問題であるならば、これ審議する意味がなくなるし、それは区のほうで任せていただきたいと。このシステムに対してだけ審議してほしいということなのか、その辺のところをちょっと明快にさせていただかないと、話がもうどんどんどんどん大きくなってしまって、右に行ったり左に行ってしまうと、わけ分からなくなってしまうような感じがするんですけども、これ、私だけの感じでしょうか。

以上です。

会 長：E委員ですね。

審 議 経 過

No.30

E委員：資料を提供いただきまして、資料5から6、7、それから8まで一連の提案事項がありますよね。これを全体を流して判断するのはちょっと難しいような、私どもも福祉の児童の流れというのはよく分からないので、こうして一連の施策の流れの中で、例えば委託時期がどうなんだ、それから豊島区では児童相談所開設はこれまでないんです。初めてなんでね。そうすると、当然そういう情報が必要ですよね。だから、手順を追って最終的にそれでは児童相談所の設置を含めて一時保護所というのを資料8の中で提案していますよね。だからこの流れを、位置づけを一つ一つ踏んでいかないと、ちょっと我々も判断しにくいのではないかなという感じがしますので、こういった一つの混乱といいますか、私どももこれいきなりちょっと一体これ里親というのは、仲介それから受託、委託とか、こういった問題が絡んでいますので、ちょっと判断しにくいなという印象を私は受けました。

会 長：今、E委員の意見として、今そこら辺のことに関しては、課長のほうではどのように理解されていますでしょうか。

児童相談所設置準備担当課長：まず、この審議会では、一度電話委託の件で諮問させていただいた件がございまして、その際に児童相談所が令和5年の2月に新たに開設するといったご説明は、一旦はさせていただきました。今回の諮問につきましては、里親業務は児童相談所の業務の中で、業務委託という形式において、個人情報を取り扱うという点もございまして、この後の一時保護所の諮問事項も同様の形となっているところでございます。

区としては、新たな事業ということで、今後いろいろ関係機関に対して、児童相談所の説明を行う予定でございますけども、本諮問事項については、児童相談所自体のご理解がまずあってということであれば、そのような説明を行った上で、審議していただく必要があるのかなと思います。今回、LGWANと里親委託を一緒にしたのも、実は里親委託をするに当たって、LGWANという機能が、マッチング業務に関して必要なものであり、先行する各区の児童相談所においても、このLGWANを使って里親業務委託を行っている実績もあり、本区として、これに追随していくということも含め、諮問させていただいているところでございます。

子供の権利の問題や業務委託自体にも関係する、個人情報といった面が複雑になってしまった印象でもありますので、私たちとしては、まずは、この業務にご理解いただいた上で審議を行っていただく必要があると考えているところでございます。

会 長：児童相談所は、来年の2月に豊島区で初めて開設されるということで、今日の諮問の内容もちょっと重いものが含まれているので、今日この場で採決を採るというのは時期尚早かなと、委員の皆さんも少し検討する時間を持っていただいた上でということで、次回以降で再度継続させていただくということでいかがでしょうか。

資料7の契約締結予定日では、本審議会承認後12月を目途とするということがありますので、次の本審議会は9月を予定されていますので、時間的には十分間に合うのではないかなと思うんですけども。

児童相談所設置準備担当課長：それでは、では次回の9月の時点で、改めてこちらにつつま

審 議 経 過

No.31

してご説明を差し上げたいとございます。

会 長：では、そのように、本日は継続させていただくということで終わらせていただきます。

それでは、次の諮問に移らせていただきたいと思います。

児童相談所設置準備担当課長：それでは、続きまして、ちょっと先ほどの話も絡みますけど、今度、一時保護所の食事提供につきまして、委託に関する諮問を挙げさせていただいておりますので、ご説明させていただきます。

件名につきましては、一時保護所における食事提供の業務委託に係る措置といったものでございます。

一時保護所につきましては、子供を一時的に保護するといった施設になってございまして、24時間365日の運営をするところでございます。保護される子供につきましては、そこでの生活をするに当たって、当然3食の食事が提供されるといったこととなります。その食事の提供に当たる業務委託について、一部個人情報を取り扱うこととなりますので、今回諮問させていただきました。

内容につきましては、一時保護所における調理、盛付、配膳、下膳、食器、あとは調理器具の洗浄、あるいは消毒、あるいは業務委託者との会議等もございまして、そうした参加に関するものの業務全般に関する委託についてでございます。該当者につきましては、児童相談所の一時保護所に保護される子供及び職員という形になってございます。

委託の理由につきましては、令和5年2月に豊島区児童相談所が開設いたしまして、そこで一時保護機能が行われるわけですが、一時保護所につきましては2歳から18歳未満の児童を一時的に保護する形になります。一時保護所につきましては、保護される子供たちの環境から虐待あるいは非行、養育困難などを理由にして入所される子供が多くございまして、そういった子供たちの権利を守っていくということの中で、安心して生活できるよう配慮する必要があるというふうを考えてございます。特に、3食提供いたします食事につきましては、安全面の良質な美味しい食事を提供することが求められているところでございます。

この食事提供の中で、子供たちのいわゆる発達の段階の理解、あるいは健康管理、あるいは突発的な事象とあって、急に一時保護されるような状況とかもございまして。また、実際に保護される子供たちについては、食物アレルギーなど様々きめ細かな専門性のある対応が必要とされてございまして、事業者業務委託することが求められるわけですが、そういった情報も含めて、今回委託するというところで、理由として掲げさせていただいております。

この業務の効果といたしましては、児童に対する安心、安全な食生活、また児童の心身の成長の発達、健康の保持増進の情緒の安定という形になってございます。

3番の一括承認の基準の該当の有無でございまして、類型としては、類型はございません。個人情報の項目としての項目はございません。

過去の類似案件につきましてはございません。

審 議 経 過

No.32

諮問の理由につきましては、本事業は新規事業であって、一括承認の基準に該当しないということでございます。

6番の取り扱う個人情報につきましては、別表6のとおりでございます。

また、情報の保護につきましては、別記「特記事項」のとおりという形になってございます。

今回、審議する対象の範囲でございますけども、受託事業者が業務に必要な児童の、いわゆる対象児童の個人情報を収集する際の取り扱い。2番、受託事業者が対象児童に対応する際の児童の個人情報の取り扱い。3番、受託事業者が区から提供を受けた個人情報を廃棄する際の取り扱いということで3点ございます。

委託先につきましては、プロポーザルで業者選定を進めているところでございます。

契約の締結日、予定につきましては、本審議会承認後、プロポーザルにより業者を選定した日という形でございます。

簡単ではありますが、説明は以上となります。よろしくお願いたします。

会 長：ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますか。

G委員、お願いします。

G委員：1点だけ、取り扱う個人情報の項目のところ、この制度に関しては、子供たちにとってとてもいい制度で、非常にいいなと思っているんですけど、少し考え過ぎかもしれないんですけど、ここにある宗教に関する情報というのがあって、これ多分食べ物の問題とか、そういうのがあるからということなのかなという配慮だと思うんですけど、ただ結構難しいなと思っていて。それは僕は同意をもらったほうがいいのではないかなという、同意というか、必要性があるのかなという。結構、それ以外に関しては、理解はできるんですけど、わざわざ宗教を聞く必要性が児童にあるのかなと、そこをちょっと教えてもらいたいと思うんですけども。

会 長：課長のほうからお願いします。

児童相談所設置準備担当課長：宗教につきましては、宗教を聞くというか、宗教によって食べられない食事があるといった子供がいらっしゃる、肉を食べないとか、何かを食べないとかといったときに、食事提供にそれが影響いたしますので、それを事前を知るためといった範囲で考えているところでございます。

G委員：さっき僕もそれは言ったと思うんですけど、食べ物に関しては別に宗教を聞かなくても、例えば宗教の絡みがあるんでこれが食べられませんでもいいのではないかなと。要は、わざわざそこを聞く必要性があるのかなということなんですけど。

会 長：はい、どうぞ。

児童相談所設置準備担当課長：今回保護される子供に当たって、保護者のほうから、家の環境からそういったことがあるということであれば、聞くことにはなりますけど、子供さんから宗教について聞くといったことではないことについて、ご理解いただければと思います。

会 長：B委員、お願いします。

審 議 経 過

No.33

B委員：ちょっと雑談みたいな感じで。つまり宗教に関する情報とかいうと、何教ですかとか、あなたは信心していますかを聞くように見えるので、表現を変えたほうがいいのではないのでしょうかという提案だと思うんです。例えば、宗教上や国籍、どういふことで食べられないものがあるか分かりませんよ。好き嫌いみたいなことではなくて、何かそういう思想信条上みたいな、それも含めて本来はセンシティブ情報なので、その表現は何かないのでしょうかという提案だと思います。

会 長：課長のほう、どうぞ。

児童相談所設置準備担当課長：その内容で理解いたしました。おっしゃるとおり、その辺が記載としては分かりやす過ぎるといった点もありますので、こちらにつきましては、様々な事例も確認するなど、表現、記載については、考え、変えさせていただければと思います。

会 長：ほかにございませぬようでしたら、この諮問につきましては是非を問いたいと思ひますが、これを是とするか、非とするか。

是とする方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長：全員挙手ということで、是とさせていただきます。

それでは、次の諮問に移らせていただきます。

区民相談課長：それでは、次の資料9から10、諮問第14号、第15号について教育部指導課長よりご説明申し上げます。

会 長：お願いいたします。

指導課長：それでは、説明させていただきます。

資料9をお取り出しください。

件名は、教職員出退勤管理システム機能拡張に係る個人情報の電算処理の項目変更でございます。

内容といたしましては、既に導入しております教職員出退勤システムに令和5年1月より機能を拡張し、稼働させる予定でございます。そこに付随する機能を付与するという内容でございます。

対象者は、学校に係る正規教職員です。校長、副校長、教員で令和4年度ベースで行きますと687名、事務員30名、栄養士13名、再任用は含んでおります。730名を大体想定しております。また、臨時的任用教員につきましては、教員の臨時になりますので数は変わりません。増えることはございません、

この業務に係る理由ですけれども、既に導入されている機能を拡張することによって、現在副校長が紙媒体で行っている作業をシステム化することで、より効率的かつ客観的な方法で教職員の勤怠の管理ができるようになるというメリットがございます。

3、一括承認基準の該当の有無ですが、類型に関してはございません。事例も該当ございません。過去の類似案件といたしましては、何度も申し上げているように、既に令和元年7月25日、保護審通っております教職員出退勤システムの導入の際に、

審 議 経 過

No.34

個人情報の電算処理という形で行っております。加えて説明いたしますと、この庁舎全体の職員に関しても同じような内容を行っております。

諮問理由です。機能拡張に伴い新たな個人情報の項目を追加いたします。この項目に関しては、一括承認基準の中の該当がなかったため、ここに出させていただきます。

取り扱う個人情報ですが、別表をご覧くださいまして1から12が既存のもので、13から22について新たに機能を拡張いたします。時期は、令和5年1月より実施予定でございます。

続けて、資料10につきましてもご説明いたします。

資料10、件名は教職員出退勤管理システム機能拡張に伴う保守業務の委託に係る措置ということです。

内容といたしましては、資料9で説明いたしました機能拡張に伴い、受託事業者が保守点検のために、保守点検に関わる範囲が拡大するため、個人情報を受託事業者に扱わせるというところ、そこを見ていただくためです。

対象者は、先ほど申しあげました教職員と730名の内容でございます。

委託理由としては、こういう機能を拡大させるに当たり、機能拡張の部分に当たる保守業務についても同じように今までの1から12と同じように保守点検していただく必要がございますので、こちらについても保守をお願いしたいと思っております。

効果といたしましては、やはりシステムエラー等が出たときに、学校のほうではなかなか扱えませんが、業者への委託というところにより、障害の迅速な原因究明、復旧ということが期待されます。

3、一括承認基準の該当の有無に関しまして類型はございません。個人情報の項目、項目はございません。

過去の類似案件につきましても、資料9と同様に教職員出退勤システム導入に係る個人情報の電算処理のときにも同じようにこの案件を出しております。

諮問理由といたしましては、機能拡張に伴い保守業務で処理する個人情報の項目を今回追加いたしますけど、同じように一括承認基準には該当しないため、ここに出させていただきます。

取り扱う個人情報につきましては、資料9のときの別表と同じです。同じものを入れております。

7、情報の保護。資料10の別紙1「特記事項」ということでおつけしております。

8、審議する対象の範囲でございます。別紙2にございます受託事業者が実施するプログラム保守、システム障害対応等の業務、こちらが範囲となります。

委託先は、本審議会承認後、教職員出退勤システム保守業務受託者である次の事業者と特命随意契約するものといたします。富士通Japan株式会社、プライバシーマークが付与されております。

契約の締結につきましては、本審議会承認後といたします。

審 議 経 過

No.35

以上です。よろしくお願いいたします。

会 長：ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問がございましたでしょうか。

E 委員、よろしくお願いいたします。

E 委員：最初の提案のときに臨時職員が除外されていたと。その理由は、どういう理由だったんでしょう。

指導課長：すみません、もう一度お願いします。

E 委員：当初は、臨時的職員については除外されていたんですね。今回は、これを含めるということですね。

会長：課長、よろしくお願いいたします。

指導課長：臨時的任用教員は、正規職員がいなくなったときの補助として入りますので、もともと入っていました。

E 委員：最初からそうではなかったんですね。

指導課長：令和元年のときから臨任も入っておりました。臨時的任用教員も入っておりました、対象に。

E 委員：入っていたんですか。

指導課長：はい。

E 委員：今回は入れるということ。

指導課長：今回も同じように入ります。

E 委員：では、どこが変化した。

会 長：課長、お願いします。

指導課長：対象者については変更はございません。6にございます取り扱う個人情報の項目が増えるというところでございます。

E 委員：具体的にいうと、どこの部分なんですか。

指導課長：別表の6、「取り扱う個人情報」の項目をご覧ください。

既にNo.1から12につきましては、もう機能としては入っております。今回追加いたしましたは、13から22の休暇等に関する処理、それから超勤に関する処理、超過勤務につきましては、教員はございませんので事務員と栄養士になります。対象は、栄養士と事務員です。

旅行期間、これは出張ですね。何々小学校に研修に行くとかという、この旅行と旅費について、こちらについて追加になります。

E 委員：分かりました。

会 長：B 委員、お願いします。

B 委員：先ほどの説明の中で、これは今までは変な話、区の職員は全部タイムカードを押すとそれが電子データになって、それから給与明細なんかもできるようになっていると思うんですね。教職員のほうはそうになっていなかったということ、教職員というか、正規職員の中でも校長、副校長、教員までは都職員、都費。事務や栄養士は、区の職員で、臨時的任用教職員というのは、多分都費かなと思うんですが。そうすると、学校の中の職員のことについて言うと、そういう給与まで計算するようなシステ

審 議 経 過

No.36

ムになってなかった。今度これを入れると、そういうこともできるようになりますというの、一つのメリットかなと思うんですけど、そういうことでいいですか。

会 長：課長、お願いします。

指導課長：委員おっしゃるとおりです。今まで同じ区で働く職員でしたが、教員に関しては、このシステムが遅れていまして、先ほどの出退勤ですね。出勤の時間、退勤の時間というところに関しても、令和元年に初めて入りまして、今回休暇等の管理につきましても、現在も紙でやっているところです。やれてエクセルを使う程度ですけれども。

特に、旅行、出張旅費ですね。出張旅費について、やはり手計算でやって、それを入力してということなんですけれども、全部システム化されて区のほうで出せるようになります。

会 長：はい、B委員。

B委員：しかしながら一方で、教員の給料は今問題になっていますが、残業手当というのはない、当初の給与があるからということで、先ほどちょっと説明があったような超過勤務とかそういうのは、基本的には給与計算上は出ないと。ちょっと大事だなと思うのは、どれだけ、でも超過しているのかということ、これでデータとして取ることはできるようになるのではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

会 長：課長、どうぞ。

指導課長：委員おっしゃるとおりです。超過勤務につきましては区の職員であります、教員でない事務職員と栄養士についてはつきまします。ただし、教員につきましては4%の給特法ございますので、そちらが取られております。

委員のおっしゃった、どれだけ在校しているかということに関して、取り扱う個人情報8番から9番ですね、勤務開始時間と勤務終了時間を打刻してございますので、現在でもどのくらい学校にいるかということは分かるようになりました。

会 長：はい、B委員。

B委員：ごめんなさい。そうすると、既にもうそれはできているということで、私、またこの超過勤務、開始時間と終了時間が明確になって、余計分かりやすくなるかなと思った。そうでもない。失礼いたしました。分かりました。了解をいたしました。

ただ、あれですかね、学校で働いている人で学校開放管理員、これは違うところだからまだ分からない。そうですね、失礼いたしました。

では、以上です。

会 長：G委員、お願いいたします。

G委員：PTAの会長をずっとやっています、副校長先生の勤務実態とかよく一緒に見ていて、かなりすごい仕事量があるので、こういうのは、ぜひ積極的にやっていただいで軽減になっていけばなど。もちろん個人情報の絡みがあるんですけど、それはやってもらえたほうがいいんじゃないかなと思っています。

会 長：ほかにないようでしたら、採決をさせていただきたいと思います。

この諮問を是とする方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

審 議 経 過

No.37

会 長：全員挙手ということで、本諮問は、是とさせていただきます。

以上で、本日の諮問事項に関する審議は終了となりました。

次は、報告事項に移らせていただきます。

区民相談課長：続きまして、報告に進みます。お手元の規程集の赤いインデックス「基本的な考え方」の49ページでございます業務委託に関する審議会事前一括承認基準に該当する業務を新規に行った場合は、諮問を省略して委託が可能です。後日そのご報告をする必要がございます。

なお、報告1については、審議会事前一括承認基準に合致していることは、既に確認しております。

それでは、報告1「プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの分別収集導入に係る基礎調査等請負について」、環境清掃部ごみ減量推進課長よりご報告させていただきます。

ごみ減量推進課長：よろしいでしょうか。

会 長：どうぞご報告お願いいたします。

ごみ減量推進課長：ごみ減量推進課長でございます。

プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの分別収集導入に係る基礎調査等請負についてご報告いたします。

本件については、さらなるごみの減量、資源化を進めていく中で、現在一部にとどまっておりますプラスチック類の資源回収の品目を拡大するもので、令和5年4月のモデル事業実施を目指し、現在準備を進めているところでございます。

この基礎調査は、プラスチックを全て資源として回収するという新しい分別ルール（案）で、ご協力いただける区民の方に1週間ごみをお出しいただきまして、ごみから資源に移行する量や新ルールの策定、周知方法などを検討するためのものがございます。

昨年度も同様の内容で基礎調査を行ったところでございまして、本日より同じようにご報告をさせていただいたところでございますが、今回は調査地域を変えまして、プラスチック資源量の精査や、より分かりやすいルールづくりのために実施をしたものでございます。

資料について、まず2、業務の内容でございます。

区内対象地域の世帯に対しまして、調査の協力を依頼いたします。ご協力いただける世帯の方には、プラスチックの新分別ルール（案）をご説明し、分析に使用するごみ・資源の提供、並びにアンケート調査を依頼するものでございます。

対象者・取扱件数等につきましては、区内10地域の町丁目を設定いたしまして、合計120世帯以上を対象とするものでございます。具体的には、調査受託事業者が10地域の町丁目内の家庭をランダムに回らせていただきまして、調査協力をお願いをさせていただくというものでございました。実際には、調査にご協力いただいた世帯数は139世帯でございました。

7月4日から16日にかけて、その間の1週間、新分別ルールでごみをお出し

審 議 経 過

No.38

いただいたということでございます。

理由・効果でございますが、プラスチック資源回収を導入するに当たり、分別状況やルールの分かりやすさ等を検証し、令和5年4月から予定しているモデル事業に反映するためということでございます。

次に、取り扱う個人情報でございます。区が収集して事業者提供するのは、各町会に協力員さんを1名ずつお願いをしているところでございますけれども、この調査協力員の氏名、住所、電話番号でございます。

事業者が収集するものについては、ご協力いただく方の氏名、住所、家族構成、家族構成と申しましても、世帯人員をお聞きしてございます。世帯人員、戸建もしくは集合住宅などの住居形態、また電話番号でございます。

取り扱う理由といたしましては、各家庭から提供されたサンプルについて、世帯人数別、住居形態別の排出原単位等を分析することで、プラスチック資源回収の導入に向けた内容を検討するためということでございます。

収集禁止事項はございません。なしでございます。

守るべき事項の該当性は、記載のとおりでございます。業務の再委託はございません。

審議会事前一括承認基準の該当性につきましては、類型1に該当するものでございます。

委託先でございますが、有限会社循環資源・環境ビジョン研究所でございます。この事業者は、ごみの組成調査等の業務を行っている事業者でございます。

委託期間、委託の時期については、令和4年4月28日から令和4年9月30日まででございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

会 長：ご報告事項ではありますが、何かご質問はありますでしょうか。ございませんようでしたら、次のご報告に移らせていただきます。

区民相談課長：最後に、報告2「行政情報公開・個人情報保護制度の実施状況 令和3年度について」、私よりご説明させていただきます。

これは、豊島区行政情報公開条例第25条及び豊島区個人情報等の保護に関する条例第40条に基づき、年に1回、実施状況を取りまとめ、公表することとなっているものでございます。実施状況につきましては、後ほどご確認いただきたくお願いいたします。

以上でございます。

会 長：報告事項ではありますけれども、何かご質問はありますでしょうか。ないようでしたら、これで報告を終わらせていただきます。

本日の議題は、以上となります。

最後に、事務局より連絡事項がありましたらお願いいたします。

区民相談課長：本日は、お忙しい中、会議にご参加いただき、誠にありがとうございました。

今回は、第12期の審議会としては初めての開催となりました。委員の皆様におかれ

審 議 経 過

No.39

ましては、第11期から引き続き全員ご継続いただいております。今後とも当審議会へのご理解及び円滑な運営へのご協力を賜りますよう、どうぞよろしく願いいたします。

事務局から以上でございます。

会 長：それでは、本日は閉会とさせていただきます。長い時間ありがとうございました。

<p>合 議 結 果</p>	<p>議 事</p> <p>次の諮問事項について審議し、これを承認（答申）した。</p> <p>諮問第6号</p> <p>インターネット仮想用ユーザIDの登録における電子計算機の結合</p> <p>諮問第7号</p> <p>インターネット閲覧用仮想環境の構築、運用保守委託に係る措置</p> <p>諮問第8号</p> <p>被災者生活再建支援システムに係るクラウドサービスの利用における電子計算機の結合</p> <p>諮問第13号</p> <p>児童相談所 一時保護所における食事提供業務委託に係る措置</p> <p>諮問第14号</p> <p>教職員出退勤管理システム機能拡張に係る個人情報の電算処理の項目変更</p> <p>諮問第15号</p> <p>教職員出退勤管理システム機能拡張に伴う保守業務の委託に係る措置</p> <p>次の諮問事項について審議し、これを継続審議とした。</p> <p>諮問第10号</p> <p>児童相談所における里親支援業務における個人情報の外部提供に係る措置</p> <p>諮問第11号</p> <p>児童相談所における里親支援業務における個人情報の電子計算機の結合（総合行政ネットワークLWAN掲示板の活用）に係る措置</p> <p>諮問第12号</p> <p>児童相談所における里親支援業務（里親の普及啓発、開拓、研修、支援等）の委託に係る措置</p>
----------------	--

審 議 経 過

No.40

	<p>次の諮問事項について審議し、取り下げとなった。</p> <p>諮問第9号</p> <p>特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明に係る個人情報 情報の外部提供</p> <p>次の事項について報告された。</p> <p>(1) プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの分別収集導入 にかかる基礎調査等請負</p> <p>(2) 行政情報公開・個人情報保護制度の実施状況令和3年度につ いて</p>
<p>提出された 資料等</p>	<p>資料1 インターネット仮想用ユーザIDの登録における電子計算機の 結合</p> <p>資料2 インターネット閲覧用仮想環境の構築、運用保守委託に係る措 置</p> <p>資料3 被災者生活再建支援システムに係るクラウドサービスの利用に おける電子計算機の結合</p> <p>資料4 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明に係る個人 情報の外部提供</p> <p>資料5 児童相談所における里親支援業務における個人情報の外部提供 に係る措置</p> <p>資料6 児童相談所における里親支援業務における個人情報の電子計算 機の結合（総合行政ネットワークLGWAN掲示板の活用）に係 る措置</p> <p>資料7 児童相談所における里親支援業務（里親の普及啓発、開拓、研 修、支援等）の委託に係る措置</p> <p>資料8 児童相談所 一時保護所における食事提供業務委託に係る措置</p> <p>資料9 教職員出退勤管理システム機能拡張に係る個人情報の電算処理 の項目変更</p> <p>資料10 教職員出退勤管理システム機能拡張に伴う保守業務の委託に 係る措置</p> <p>報告1 プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの分別収集導入 にかかる基礎調査等請負</p> <p>報告2 行政情報公開・個人情報保護制度の実施状況令和3年度につ いて</p>

審 議 經 過

No.41

--	--